

日本ブランドアドバンスオークション規約

第1条【名称及び目的】

この規約は、株式会社サークラックスが運営する「NBAA」（以下「当市場」という。）の運営及び古物管理に関する事項について定め、古物の適切な流通に寄与するとともに、参加者が安全に取引できる市場を構築するためのものである。

第2条【定義】

本規約にある市場の用語について、その定義を以下に定める。

- (1) この規約において「市場主」とは古物商間の売買の為の古物市場の管理・運営・統制の権限を有するものであり、当市場においては株式会社サークラックスをいう。
- (2) この規約において「会員」とは所定の手続きを経て、市場主より当市の入会承認を得たものをいう。
- (3) この規約において「競り人」とは、当市場が競り売りの方法により売買仲介の業務に従事させる為に指名した者をいう。
- (4) この規約において「売主」とは、本規約第6条にある参集資格を有する出品者であり、市場に販売を目的として古物を寄託する者をいう。
- (5) この規約において「買主」とは、本規約第6条にある参集資格を有する落札者であり、市場において古物を購入する者をいう。
- (6) 上記(4)、(5)に該当し、市場へ参加する者を総じて「参集人」とする。
- (7) この規約において「平場」とは開催当日まで出品を受け付ける競上がり方式の市場形式をさす。
- (8) この規約において「大会」とは出品物の送付期限を定め、相当な下見期間を設けた競り上がり方式の市場形式をさす。
- (9) この規約において「入札会」とは出品物の送付期限を定め、相当な下見期間を設け、市場主が指定する期日までに入札を行う市場形式をさす。

第3条【市場会場及び開催日時】

当市場は大阪市西区南堀江1-7-4 マルイト南堀江パロスビル6Fを会場とし、その開催日時は原則として毎月10日(平場形式)午前9時30分から午後8時、毎月25日(大会形式)午前9時30分から午後8時までとする。ただし時間を延長または短縮する場合がある。

入札会形式の場合は毎月18日～24日を下見期間とし、25日午前9時までに入札金額を提出する。開催当日の来場は不要とする

第4条【下見期間】

平場形式 開催日 1 日前
大会形式 開催日 5 日前～開催日 1 日前
入札会形式 開催日 7 日前～開催日 1 日前
ただし、日時を変更する場合がある。

第 5 条【取扱い古物の区分】

当市場は主に以下の古物を取り扱うものとする。

- ① 時計・宝飾品類
- ② 皮革・ゴム製品
- ③ 衣類

但し、上記古物の区分において主にインポートブランド品を取り扱う。

第 6 条【参集資格】

- (1) 所轄の公安委員会が許可した古物商許可証（行商の届出があるもの）を有すること
- (2) 市場主の承認を得て、当市場の会員名簿に記載された者であること
- (3) 上記に加え、会員は暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを反社会的勢力という）に該当しない者に限られる

第 7 条【入会方法】

当市場に入会するには本規約第 6 条の資格を有し、下記①～④を提出し、下記⑤の支払いを終えて、市場主の承認を得る必要がある。

- ① 氏名または法人名、住所または所在地、連絡先等を記載事項とする当市場の入会申込書
- ② 古物商許可証
- ③ 身分証明書
- ④ その他当市場が求める書類
- ⑤ 入会金 30,000 円（税別）

第 8 条【市場入場要領及び参加費】

- (1) 参集人は市場開催日当日、及び下見来場の際、受付にて参加受付を行い、会場への入場承認を得て市場に参加する。参加費は落札金額と合算して精算を行う。
参加費に関しては変更する場合がある。
- (2) 入場にあたって、参集人は下記を遵守する。
 - ① 古物許可証を携帯する。
 - ② 会場内では、市場主から受領した番号名札を必ず着用しなければならない。

第9条【年度及び年会費】

- (1) 当会の年度は4月1日から翌年の3月31日とする。
- (2) 会員は、市場主の定めた方法により年会費を支払わなければならない。
- (3) 会員は、毎年3月に金10,000円(税別)を支払わなければならない。
- (4) 入会初年度は年会費を無料とする。

第10条【競り売りの要領】

- (1) 市場主がその権限において各売主の出品順を決め、売主はその順番によって、出品物に自ら付した任意の番号順から競り人が読み上げることで競り売りを開始する。落札の意思表示は口頭もしくは挙手にて行い、売買が成立した場合は売主番号、買主番号、出品古物番号、落札金額等を市場運営者が伝票に記載、その記載内容の通りに算することにより取引を終了する。なお、市場主は売主の出品順については一切の異議を受け付けない。
- (2) 入札会においては、市場主が指定する期日までに入札金額を入力した指定のシートを提出する。同額が発生した場合は市場主が落札者を決定する。

第11条【市場運営費と売買の決済方法】

市場運営費と売買の決済方法については以下のとおりである。

- (1) 買主は市場運営費（落札手数料）として落札金額の1%を市場主に支払うものとする。ただし時計については免除とする。
- (2) 売主は市場運営費（出品手数料）として落札金額に別表①に定める手数料率を乗じた額を支払うものとする。（同別表①参照）
- (3) 市場運営費の消費税は、外税とする。
- (4) 市場での取引は競り売り終了後、すべて現金または振込にて決済を行い、掛売りは行わないものとする。
- (5) 会員は市場主より前受金の支払いを求められた場合、競りの開催までにこれに応じなければならない。
- (6) 市場での取引において、市場主は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いを行わない。
- (7) 個別商品の取引は、決済の完了をもってその取引終了とする
- (8) 市場主は決済の円滑化を図るために、精算書を発行することとする。なお精算書は当市場公式サイト(<https://nbaa.jp/>)会員ページより、会員自身がダウンロードを行う。

第12条【市場主等の業務及び責務】

市場主並びに競り人の業務とその責務は以下のとおりである。

(1) 市場主

- ① 市場を設置し、これを管理統制する。
- ② 参集人の資格審査及び開催日毎の参集人氏名等を記録する。
- ③ 競り人を指名し参集人の市場参加を承認する。
- ④ 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物が競り売りされていないか監視する。
- ⑤ 市場において競り人、参集人を指導監督する。
- ⑥ 出品物の点検を行い、取引内容は法令の定める事項に従い帳簿に記載する。

(2) 競り人

- ① 競り売りの方法により、古物の競りを行う。
- ② 競り売りにおいて、最終落札額と買主である落札者を決定する。
- ③ 競り売りにおいて参集人を指導監督する。
- ④ 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物がないか確認する。

第13条【参集人の責務】

売主及び買主の業務と責務は以下のとおりである。

(1) 売主

- ① 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物を持ち込まない。
- ② 売主は終局的に出品商品をエンドユーザーが利用することを鑑み、商品の状態や品質・ダメージ・仕様等や時計の内外部の品質、貴金属類の重量、石目、付属品等に関する情報を正確、誠実に申告すること。
- ③ 成約後、申告不備や申告内容と実際の商品との間に著しい相違が発覚、生じた場合による買主からの返金や返品要望について、建設的かつ円滑的に協力し、オークション参加者間における当市場の調整を遵守することとし売主が一切の責任を負うものとする。
- ④ 市場主の指示に従い、古物を当市場に搬入する。
 - 10日平場 開催4日前～開催当日午前
 - 25日大会 開催14日前～10日前まで
 - 25日入札会 開催14日前～10日前まで
- ⑤ 市場主に古物の詳細を明確に報告する。
- ⑥ 販売に至らなかった物品は、市場終了後速やかに引取り自己の負担において搬出する。
- ⑦ 上記搬出を怠った場合、市場主はその者に通告することなくそれを処分でき、その

処分に要した費用は売主が負担する。

- ⑧ その他、市場主の監督のもとその指導に従い、本規約を遵守する。

(2) 買主

- ① 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物を確認した場合、速やかに市場主並びに競り人にそのことを申し出る。
- ② 買主は購入した物品の支払いを行ったうえで市場主が指定する期間内に引き取り、当市場から自己の負担に措いて搬出しなければならない。
- ③ 上記搬出を怠った場合、市場主はその者に通告することなく処分でき、その処分に要した費用は買主が負担する。
- ④ その他、市場主の監督のもとその指導に従い、本規約を遵守する。

第14条【後交渉の協力】

当市場において発生する会員間の取引上の問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたる義務がある。

- (1) 市場終了後、落札商品の品質及び機能動作について、買主から落札商品について瑕疵申告があった場合、規約・申し合わせ事項に基づいて市場主が協議又は裁定を行いこれに従わねばならない。
- (2) 会員間の取引上の問題が起きた場合には、建設的かつ円満解決に協力し、当市場が調停した場合はその結果を遵守するものとする。又、他の会員や市場主への迷惑をかけるような行為、会員としてふさわしくない行動（業界常識を逸脱した要求や事案解決の妨げとなる遅延行為等）は決して行わず、当市場に参加するものとする。
- (3) 上記事案の処理に関して、市場主は当事者以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。

第15条【通知及び連絡】

当市場からの通知及び連絡は、特段の定めのない限り、電子メール、公式LINE、書面、当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行う。また、当市場が通知及び連絡を行った時から効力が生ずるものとする。

第16条【古物に関する保証】

古物に関する保証について以下の事項を定める。

- (1) 売買成立前からすでに明らかであった物品の瑕疵について、買主は売主及び市場主並びに競り人に対し、物品の保証に関する請求はできないものとする。
- (2) 売主及び買主は、売買成立後の買い戻し、返品、値引きについて原則応じられないものとする。なお売主、買主及び市場主が合意に至った場合はこの限りではない。

第17条【参集資格の喪失と退会】

- (1) 参集人は第6条にある参集資格を喪失した場合に当市場会員資格を失い退会となる。
- (2) 申し出による退会の場合は、市場主に対して市場開催の1ヶ月前までに書面にてその旨を伝えなければならない。
- (3) 当市場は参集人が以下項目に該当した場合、事前通知なく退会となる場合がある。
 - ① 本規約に違反した場合
 - ② 当該会員の支払債務が規定の日までに決済されない場合
 - ③ 参集人の活動および交流を著しく妨げる行為があった場合
 - ④ 第18条【禁止事項】に該当する場合
- (4) 市場主は退会理由の如何を問わず支払い済みの入会金・年会費は返金しない。

第18条【出品物管理について】

出品物について以下事項を定める。

- (1) 市場主は、善良なる管理者の注意をもって出品物の管理にあたる。
- (2) 市場内の出品物の所有権は、競り売り終了後、決済が完了した時点で売主から買主に移転する。ただし、買主の決済が完了し、売主の決済が未了となった場合、当該出品物の所有権は市場主に帰属するものとする。
- (3) 品物の滅失、毀損、盗難等が発生した場合、市場主に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する売主または買主が負うものとする。なお取引は必ず市場主を介し、市場主を介さない当事者間の取引は認めないものとする。
- (4) 市場の出品物において、盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品が確認された場合、市場主及び売主並びに買主は、直ちに所轄の警察署に届け出るものとする。

第19条【免責事項】

市場主は以下の事項について免責されるものとする。

- (1) 市場主は、天変地異その他不可抗力により市場が中止、中断、遅延等に至った場合の損害について一切責任を負わないものとする。
- (2) コンピューターの故障、不具合、及び通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器又はプログラム等の障害、ダメージ等による市場の実施不能、中断、遅延による損害について、市場主は責任を負わないものとする。
- (3) 第三者により本サービスへの妨害、システムへの侵入、情報改変等により本サービスに係る情報の授受が中断又は遅延した場合についても市場主の責任を負わない。
- (4) 当市場が発行したID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害についても責任を負わない。
- (5) 市場主は会員に対して行った情報提供やアドバイスについて責任を負うものではない。

い。

- (6) 当市場来場に際して、参集人は自動車等の交通手段を利用した場合に発生する駐車料金等を負担し、事故や盗難などの管理事項についても市場主がその責任を負わない。
- (7) 参集人が本規約に違反したことによって生じた第三者への損害について、市場主はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 市場主は、取引された物品の瑕疵や代金の支払い、その他、売主買主間の紛争について一切の責任を負わないものとする。

第20条【禁止事項】

参集人において以下の事項を禁ずるものとする。

- (1) 当市場内において、市場を経由せず直接古物を売買する行為。
- (2) 市場主に許可を得ない営業、宣伝及びこれらに類する行為。
- (3) 当市場内において、他の参集人の権利、利益を損ねる行為。
- (4) 虚偽の申告により参集人となる行為。
- (5) 当市場の会員資格ならびに参集資格を第三者に貸与、譲渡する行為。
- (6) 当市場で知り得た売買に係わる個人情報をも本人の許可なく他者へ知らせる行為。
- (7) 当市場会員サイトに掲載されている情報の外部漏洩・無断転載を行う行為。
- (8) 当市場内において、他の参集人と結託しての談合行為。
- (9) 本規約に違反する行為並びに市場主の管理上の指示に従わない行為。
- (10) その他、当市場の諸規約、諸規定及び申し合わせ事項に定める条項に違反する行為。

第21条【反社会的勢力の排除】

会員は、現在暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)、及び下記(1)(2)(3)(4)(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 自己または自社の役員が反社会的勢力ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に名義を利用させ、当会との取引をするものではないこと。
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (5) 当会との取引に関して、自ら、または第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて当会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

会員は次の各号の一に該当する場合、市場主から何らの催告もなく直ちに取引に関する契約を解除されても異議は通らず、その場合、全ての債務は当然に期限の利益を喪失し、直ちに履行しなければならないこととする。

- (1) 前項 (1)～ (4)の確約に反することが判明した場合
- (2) 前項 (5)の確約に反する行為をした場合

前項の規定により、本契約を解除された場合、会員に損害が生じても何らこれの賠償ないし補償を求めることはできず、また、かかる解除により市場主に損害が生じたときは、すみやかにその損害を賠償すること。

前項にかかわらず、会員が市場主との取引において提供する商品の仕入先が反社会的勢力に該当するものであると合理的に判断された場合には、会員は直ちに、当該仕入先との取引を中止します。会員がかかる義務を履行しない場合は、市場主から会員との取引に関する契約を解除されても異議申し立てはできません。

第22条【会員ID・パスワードの発行・管理】

- (1) 市場主は会員へ会員(認証)ID・パスワードの発行を行う。
- (2) 会員は当市場公式サイト(<https://nbaa.jp/>)会員ページを利用することができる。
会員は、認証情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任をもつものとする。市場主は、会員の個人認証情報が第三者に利用又は変更されたことにより当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとする。
- (3) セキュリティ確保の為、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話や口頭による認証情報の確認又は再発行の請求に応じないものとする。紛失などにより認証情報の確認または再発行が必要な場合、会員は市場主が別途定める方法によりこれを請求するものとする。

第23条【個人情報の取扱い】

- (1) 当社が知り得た会員の個人情報については、当社が別に定める「個人情報保護方針」(<https://galleryrare.co.jp/pdf/policy.pdf>)及び「個人情報の取扱について」(<https://galleryrare.co.jp/pdf/treatment.pdf>)に従い、取扱います。
- (2) 市場主は、会員の個人情報を本人の許可なく第三者に開示しない。但し、官公庁等、法令に基づき開示が要求される場合はこの限りではない。

第24条【品位の保持】

会員は社会道徳を重んじ、以下の行為を慎み、品位の保持に努めなければならない。

- (1) 財産的秩序に反する行為
- (2) 倫理的秩序に反する行為
- (3) 自由や人権を害する行為
- (4) その他、社会的相当性の無い公序良俗に反する行為

第25条【その他】

本規約の内容の変更については、市場主が必要に応じ予告なくして改定するものとし、当社のホームページ上に掲載した時点で効力を生じるものとする。

以上、古物市場「NBAA」開催にあたり、市場主がこの規約を作成する。

2017年02月25日 施行

2018年09月01日 改訂

2018年09月20日 改訂

2019年10月01日 改訂

2022年01月30日 改訂

2023年10月01日 改訂

2024年11月01日 改訂

2025年02月25日 改訂

2025年07月01日 改訂

別表①

出品手数料率

落札金額(税抜)	出品手数料
30,000 円未満	10.0%
30,000 円以上	4.0%
100,000 円以上	3.0%
1,000,000 円以上	2.5%
5,000,000 円以上	2.0%
10,000,000 円以上	1.0%

※落札 1 点毎の算出とする。

日本ブランドアドバンスオークション申し合わせ事項

1・開催形式

10日 平場形式

25日 大会形式 または 入札会形式

2・参加費

会員は当オークションへ参加する際、都度参加費を市場主へお支払いください。

10日 平場 参加費として1名あたり2,000円(税込)

25日 大会・入札会 参加費として1社あたり1,000円(税込)

入札会に関して株式会社サークラックスの補助スタッフをつける場合、下見補助代として1名あたり 15,000円(税込)

下見補助予約受付期間は毎月15日までとします。

1開催につき1社2名までの参加が可能です。

※状況に応じて変更する場合があります。

なお、参加費発生の定義は以下の通りです。

10日 平場 開催当日に来場

25日 大会・入札会 下見への参加または入札を行う

3・年会費

① 会員は年会費10,000円(税別)をお支払いください。

② 年会費の対象期限は4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年とします。

③ 途中退会等、いかなる理由があろうと年会費は返金いたしません。

4・手数料

① 落札者は、商品を落札した場合、1点につき1%の落札手数料を市場主にお支払いください。ただし時計については免除とします。

② 出品者は、出品商品が落札された場合、次項③に定める手数料を市場主にお支払いください。

③ 出品手数料は落札金額に下記に定める出品手数料率を乗じて計算するものとします。

出品手数料

30,000円未満 10%

30,000円以上 4.0%

100,000円以上 3.0%

1,000,000円以上 2.5%

5,000,000円以上 2.0%

10,000,000円以上・・・1.0%

5・消費税

落札金額+消費税をお支払いいただきます。また手数料にも消費税が加算されます。

例：落札金額 100,000 円のバッグの場合

落札者

100,000 円(商品代金)+10,000 円(消費税)+1,000 円(落札手数料)+100 円(消費税)=111,100 円

出品者

100,000 円(商品代金)+ 10,000 円(消費税)－3,000 円(出品手数料)－300 円(消費税)=106,700 円

6・決済

- ① オークション開催後に発行される精算書を元に代金の支払いを行ってください。

10日 平場

取引は事前入金、または即日現金決済にてお願いします。売掛は一切いたしません。

現金決済は開催当日のみの受付となります。開催当日以降の場合は、振込決済にてお願いいたします。

25日 大会 または 入札会

取引は事前入金、または後日振込決済にてお願いします。売掛は一切いたしません。

- ② 落札金額が500万円以上になると想定される場合は、事前入金による前受金のご入金が必要となります。

- ③ やむを得ず、後日振込をご希望の場合、落札商品は入金確認が完了次第の発送となります。

※オークション開催翌日から銀行三営業日以内に入金完了となるようお願いいたします。

落札者による入金が上記期限までに確認できない場合、落札者は違約金として落札金額の20%を株式会社サークラックスに支払うものとします。

- ④ 落札代金を振込む際の手数料は、落札者負担となります。

出品代金を市場主より振込む際の手数料は、市場主負担となります。

※事前振込の返金等の振込手数料は市場主負担となります。

- ⑤ 落札商品を送る際の送料は落札者負担となります。

出品商品を送る際の送料は出品者負担となります。

流札商品および出品取消商品を送る際の送料は会主負担となります。

- ⑥ 市場主指定口座は下記の通りです。

金融機関名：三井住友銀行

支店名：難波支店

種別/口座番号：普通 / 8575635

口座名義：カ)サークラックス

7・出品

- ① 出品方法に関しては、下記の通りご準備ください。

10日 平場

- (1) 出品者は、出品商品に必ず、出品者の屋号と出品番号を記載した荷札を添付してください。
- (2) バッグ小物・時計宝飾の出品がある場合、出品番号が重複しないよう連番を振ってください。

25日 大会 または 入札会

- (1) 出品者は、市場主が指定する方法(NBAA 会員サイト)にて出品商品の商品情報の登録を毎月14日までに行ってください。
 - (2) 出品商品の荷受期間は毎月14日までとします。持ち込みの場合も同様となります。
 - (3) 出品者は、市場主が指定する荷札に箱番号、枝番号を記載し、出品商品に取り付けてください。
- ② 指値がない場合、出品商品の落札価格は基本、成行での取引となります。出品者が指値金額を設定する場合は予め出品表に指値金額を記入してください。指値金額を設定していない場合の落札金額については後交渉を受付ないものとします。
- ③ 出品商品の指値に関しては下記の通りとなります。
- 【平場】1点につき、30,000円以上を目安として出品してください。
- それ以下の落札値が予測される商品に関しては市場主の判断でロットにする場合があります。
- 【大会・入札会】1点につき、指値は30,000円以上で出品してください。
- 落札金額が20,000円未満の商品に関してはすべて成立となります。
- 指値が30,000円以上の場合も最高入札金額が20,000円未満の場合はそのまま成立となりますのでご注意ください。
- 誤って自社出品の商品を入札された際は入札取消とさせていただきます。
- ④ 最高入札金額が、設定している指値金額に満たない商品について、当市場から売却可否の確認を行いますので、連絡が取れるよう予め連絡手段や担当者等についてお知らせください。なお、回答が市場開催当日17時までに得られなかった場合、不成立とし商品の返却を行うものとします。
 - ⑤ 出品数に制限はありません。ただし、不成立の比率が著しく高い場合は出品の制限をさせていただきます。
 - ⑥ 売主は会員サイトの商品情報の登録データは、出品者がすべて最終責任を負うものとする。又、出品者の依頼により、電話・電子メール・LINE等で出品予定商品を当市場スタッフがデータ入力した場合や、当市場の判断で登録、追記したデータの入力間違いや漏れ、当市場スタッフによる代行記入・入力事故等があっても、その内容についての確認責任は出品者にあり、記載漏れや誤り等がないか最終確認作業を必須とします。
 - ⑦ 出品商品の情報や画像、および当市場が追記した商品の品質等の情報を確認し、相違があった場合は速やかに申告すること。成約後における情報の相違等に起因する損害については売主の責任とします。
 - ⑧ 出品者は出品した商品本体のみならず、その付属品（保証書・鑑定書・鑑別書等）についても、そ

の内容・品質に関して一切の責任を負うものとします。出品者は、落札者からの返品・返金希望があった場合、その処理に責任を持つものとします。

- ⑨ 出品情報の確認後、情報相違の申告、指値の変更や出品取消希望等については、市場開催入札締め切り時間までに当市場へお知らせください。
- ⑩ 出品予定商品データの必要事項等が空欄の場合や、出品会員が登録した出品予定商品データと実際の商品に相違点がある場合は、出品取消しとなる場合があります。
- ⑪ 検品および程度確認の為、包装、保護フィルム等を剥がす場合がございます。新品商品などで剥がせない場合は出品の際に予め市場主にお知らせください。シールの取り外しを希望しない商品であっても、落札後に傷があることが判明した場合、落札者と交渉をしていただくことがあります。
- ⑫ 商品状態(破れ、ベタツキ、内部のわかりにくい箇所の汚れなど)や貴金属類の重量、石目、付属品等に関する情報は出品表へ記入、また NBAA 会員サイトにて入力をお願いします。
- ⑬ 定価、販売年、限定品などがわかる場合は出品表へ記入、また NBAA 会員サイトにて入力をお願いします。
- ⑭ 合成、模造、処理(張り合わせ、染色、着色、充填、コーティング等)を出品表へ記載せず取引された場合は後交渉の対象となります。
- ⑮ 色石類は出品者の申告通り出品いたします。落札後記載と異なる鑑別結果が出た場合は後交渉、返品の対象となります。
- ⑯ ダイヤモンド 0.5 ct 以上の石目不足は出品者保証となります。
- ⑰ 電池切れの商品は新しい電池に交換した上でご出品ください。動作が確認できない場合は出品者保証の対象となります。
- ⑱ ロレックスについて、アフターダイヤの出品は御遠慮ください。落札後、アフターダイヤと判明した場合は返品の対象となります。
- ⑲ アンティークや永久カレンダーなど特殊な機能をもつ時計についてはその取扱について予めお知らせください。
- ⑳ 出品商品で取り戻しの事情がある場合は、オークション終了後に返却いたします。なお、売買成立後の取り戻しはできません。返却時の送料は出品者負担となります。
- ㉑ ジュエリーで充填およびコーティング、着色、張り合わせなどの合成および処理等が施された商品を出品する場合はそれらを出品リストに明記する。
- ㉒ 当オークションは「ワシントン条約」「種の保存」に基づき、象牙、はく製等それらに類する商品の取扱はいたしません
- ㉓ 天災等不可抗力による事故に関しては当オークションでは一切の債務を負いません。
- ㉔ 商品の真贋については原則的に出品者保証、返品対象となります。また売主に過失がなくとも、各部を取り外したり分解等を必要とする不具合や、外見上判断できない部分の不良の場合も出者保証となります。ベゼルダイヤ等宝飾部分の保証を明らかにしない商品に関しては全て見た目での競りとなります。その場合の後交渉については受付ません。型番が記載されている場合は保証と同義とさせていただきます。

- ②⑤ スマートウォッチは、全て【現状】といたします。
- ②⑥ 出品者はオークション会場へ入室する際、古物許可証を携帯してください。

9・落札

- ① 市場主は、商品の真贋について保証いたしません。商品の真贋は、買主にて判断ください。市場主が配布する下見本及び出品リストの商品情報に関しては、出品者の申告に準じて掲載しておりますが、あくまで参考及び目安としてください。買主は下見期間に十分な検品のうえ、競りに参加してください。
- ② 入札会の場合、入札単位は入札金額が10,000円未満の場合は500円単位、10,000円以上の場合は1,000円単位とさせていただきます。
- ③ 下見本及び出品リストに記載の情報はあくまで参考となります。記載漏れ、記載間違い、定価違い等は事後交渉の対象となりません。
- ④ 競りには符丁を使わず、はっきりとした数字で声をかけてください。手競りは無効です。
- ⑤ 競り上がる場合は、一割以上を目安としてください。
- ⑥ 最高入札者が確定した時点の金額が取引金額となります。
但し、出品者指値に届かなかった場合は交渉となり、双方の同意が得られた金額が取引金額となります。
- ⑦ 下見時の商品の取扱は丁寧をお願いいたします。故意による故障、キズ等が判明した場合、弁償をお願いする場合があります。
- ⑧ 下見の際は、シャープペンシルおよび鉛筆をご使用ください。ボールペン不可。
- ⑨ 下見や商品画像で確認できる瑕疵等については、落札者は出品者に対して後交渉、返品を行わないものとします。
- ⑩ 落札後、可能な範囲での商品の検品、オークション終了後に伝票の付け合わせの際に検品をお願いします。
- ⑪ 落札商品に不備があり、振り直しを希望される場合はオークションの競り終了までにお申し出ください。
- ⑫ オークションの進行・雰囲気を保つため、「小幅の競り」や「間のあいた競り」は御遠慮ください。
場における落札価格の取捨選択は振り師の権限で行われますので御了承ください。
- ⑬ 時計に関しては、機械のみ出品者保証となります。下見の段階で確認できる事項(カレンダー不良、クロノグラフ不良、ベルト故障、エト汚れ等)についての返品・値引き交渉は受付いたしません。
- ⑭ 商品状態に不良箇所の記載がある場合は、不良箇所に関する様々な瑕疵を含みます。
例：リューズ不良→リューズがずべる、抜ける、動かない等何らかの瑕疵が見受けられます。
- ⑮ 不動・現状・動作保証無し等の記載がある時計は、ムーブメント等の動作保証は一切致しません。
- ⑯ 古物の為、時計の日差、振り角等の理由での返品・値引き交渉は受付いたしません。
- ⑰ 見た目で判断できない機械内部の不良等は返品・値引き交渉の対象となります。
- ⑱ クォーツ時計の回路交換が必要とされるものに関しては、返品・値段交渉の対象となります。
- ⑲ ソーラークォーツ時計は動作確認の上、ご出品ください。動作確認ができない場合、電池切れと判

断し、動作に関して出品者保証の対象となります。

- ⑳ 社外パーツ・リダン等の改造品については表記が無く、且つ、画像でも確認できない場合は後交渉の対象となります。ただし、「アンティーク」と記載がある商品については保証表記がない限り現状とし、後交渉の対象となりません。
- ㉑ 18K などバック K と呼ばれる表記の純度については出品者による保証の対象外とし、落札者は出品者に対して純度の相違を理由とする返品や値引き要求を行わないものとします。
- ㉒ ダイヤ入り等の時計で出品者保証がない商品は見た目で判断ください。
- ㉓ ブランドジュエリーのロジウムメッキ加工、他社仕上げ、サイズ調整等の理由でメーカー修理が受けられない場合の後交渉は原則お受けできません。
- ㉔ 天災等不可抗力による事故に関して当会は一切の債務を負いません。

10・評価基準

新品・・・傷や使用感がない商品

未使用・・・傷や使用感がほぼなく、保存や展示の際、軽微な状態変化が見られる商品

A・・・傷などの使用の形跡が見られるが、コンディションの良い商品

A B・・・日常的に使用していた形跡が見られ、目立つ傷などもある中古商品

B・・・日常的に使用していた形跡が見られ、目立つ傷が多く見られる商品

C・・・非常に使用感があり劣化が目立ち、遠くから見ても劣化のわかる商品

- ① 内装・外装・機能についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが上記の評価結果となるが、売主による申告に基づくため、十分に商品状態の確認を行ってください。
- ② 売主の評価の申告については、市場主の判断で修正や状態追記する場合があります。
- ③ 付属品等の状態に関しては、評価基準に含まれません。ただし新品・未使用品については市場主の判断により、この限りではない場合があります。

11・後交渉

- ① 以下各号の場合に限り、落札者は市場主に対し、落札商品に関する後交渉を申し入れることができます。なお、後交渉の処理は出品者の責任に於いて行われ、市場主の仲介のもと、出品者及び落札者双方協力し、解決にあたるものとします。
 - (1) 商品に外見上判断できない瑕疵があった場合
 - (2) 商品の状態や品質についての記載が無い、又は著しい相違があり、個々の商品の特性を踏まえ、機能上に問題があると市場主が認めた場合
 - (3) 出品者の出品時申告と異なり、合成、処理及び後付け処理が施された商品と判明した場合
 - (4) 色石類でオークション終了後の鑑別の結果、出品者の出品時申告と異なった場合
- ② オークションの後交渉期間は、開催翌日から2週間以内となります。その期間を過ぎた後交渉は一

切お受けできません。但し、真贋判定などでメーカーからの回答が交渉期間内でない場合、事務局までご連絡ください。

- ③ 市場主は事後交渉の仲介はおこないますが、仲介業務を越えた範囲ではおこないません。

1 2・返品、返金

- ① 見た目で判断できないもの(売主保証があるもの)や商品の品質についての記載に誤りがある場合、出品者は返品、値引きに応じるものとします。
- ② 正規店への修理依頼をする際、事前に当市場へ連絡し承諾した場合に限ります。落札者が正規店での修理依頼等を行った際、正規品でないことによる受付不可となった場合、見積キャンセル料や配送料などの費用が発生することがありますが、出品者は返品をお受けいただくとともに、それにかかる費用は出品者負担となります。
- ③ 返品となった場合、出品者は当該商品成約時の成約価格と同額の商品代金、並びに落札者が負担したソーティング等の手数料、配送料等を落札者に返金する。
- ④ 返品となった場合の商品代金に関しては原則として翌開催時の精算伝票にて相殺処理とする。ただし、落札金額が10万円を超える場合はこの限りではない。
- ⑤ 返金が発生した際、その金額についてはすべて出品者負担となります。市場主が一時的に立て替えた場合も、出品者がその金額を負担するものとします。これに応じない場合、退会処分および法的措置をとるものとします。

1 2・取引金額の確定

最高入札者が確定した時点の金額が取引金額となります。

1 3・不正品、盗難品、遺失物などの判明

- ① 落札品が開催終了後に不正品と判明した場合、開催の翌日より1年以内は後交涉及び返品の対象となります。
- ② 真贋については製造元または以下の機関の判定を基に市場主が判断します。
 - 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
 - 一般社団法人日本流通自主管理協会
 - 一般社団法人全国質屋ブランド品協会
- ③ 落札品が、盗難・遺失物と判明した場合は、取引が無効となり交渉期間に関わらず返品の対象となります。当該商品が監督官庁等または製造元により押収・破壊された場合、落札者は押収品目録や関係証拠書類を当会へ提示することで当会を通して出品者から返金を受ける事とします。